

退職金規程

第 1 条 (適用範囲)

- ・この規程は、就業規則第 条に基づき従業員の退職金について定めたものである。
- ・この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務するすべての従業員に適用する。ただし、勤務年数 1 年未満の者又はパートタイマーもしくは日雇いその他臨時職員については本規定を適用しない。

第 2 条 (支給額その 1)

従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. やむを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

第 3 条 (支給額その 2)

従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病
3. 就業規則第 条 第 号～ 号までの事由による解雇

第 4 条 (退職金の不支給・減額)

次の各号に該当する者については、退職金を支給しない。

1. 就業規則第 条に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
2. 退職後、支給日までの間において、在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

第 5 条 (勤続年数の算出)

- ・勤続年数は入社日から起算し、退職の日までとする。
- ・勤続年数の 1 年未満の端数は月単位とし、1 カ月未満の端数は 1 カ月に切り上げて計算する。
- ・就業規則第 条第 号の由による休職期間は勤続年数に算入し、その他の休職期間は勤続年数に算入しない。

第 7 条 (支給の時期及び方法)

退職金の支給は、退職の日又は解雇の日から 日以内にその金額を通貨で支払う。ただし、従業員の同意があるときは口座振込み又は金融機関振出しの小切手等により支払うことがある。

第 8 条 (功労金加算金)

在職中に勤務成績が優秀であった者および特に功労のあったものに対しては、退職金に上乗せして功労加算金を支給することがある。

第 9 条 (死亡退職金等)

- ・従業員が死亡した場合の死亡退職金および功労加算金は、遺族に支給する。
- ・遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、その代表者に対して支給するものとする。

第 10 条 (規程の改正)

この規程を改廃する場合には、従業員の代表者の意見を聞いて行う。

第 11 条 (施行日)

この規程は、令和 年 月 日より施行する。